

別表第一 (第二条関係)

現業職給料表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	79,000	57,600	—
2	136,200	83,000	59,200	53,500
3	141,700	87,100	60,800	55,000
4	147,200	91,200	62,500	56,500
5	152,700	95,300	64,800	57,600
6	158,200	99,400	67,300	59,200
7	163,800	103,400	70,000	60,800
8	169,500	107,400	72,800	62,500
9	175,200	110,900	75,700	64,800
10	180,900	118,400	79,000	67,300
11	186,600	122,900	82,300	69,900
12	192,300	127,500	85,600	71,700
13	197,800	132,100	88,900	75,700
14	203,300	140,200	92,200	79,000
15	208,700	145,500	99,400	82,300
16	213,200	150,900	103,400	85,600
17	217,700	156,300	107,400	88,900
18	221,000	161,700	110,900	92,200
19		167,100	114,400	99,400
20		172,500	122,900	103,400
21		177,700	127,500	107,400
22		182,900	132,100	110,900
23		188,000	136,700	114,400
24		192,200	141,300	117,900
25		196,400	145,900	121,400
26		199,500	150,200	124,900
27			154,200	128,000
28			158,000	131,000
29			161,800	133,900
30			164,500	136,800
31			167,200	139,300
32			169,900	141,800
33			171,900	143,600

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第二条の二関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二条、第三条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第三条の二関係)」に改め、同表の初任給基準表中「四四、八〇〇円」を「五九、二〇〇円」に改める。
別表第四中「別表第四」を「別表第四(第三条の二関係)」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県教育委員会教育長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十三号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び附則第五項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現業職給料表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	57,600	—
2	136,200	59,200	53,500
3	141,700	60,800	55,000
4	147,200	62,500	56,500
5	152,700	64,800	57,600
6	158,200	67,300	59,200
7	163,800	70,000	60,800
8	169,500	72,800	62,500
9	175,200	75,700	64,800
10	180,900	79,000	67,300
11	186,600	82,300	69,900
12	192,300	85,600	71,700
13	197,800	88,900	75,700
14	203,300	92,200	79,000
15	208,700	99,400	82,300
16	213,200	103,400	85,600
17	217,700	107,400	88,900
18	221,000	110,900	92,200
19		114,400	99,400
20		122,900	103,400
21		127,500	107,400
22		132,100	110,900
23		136,700	114,400
24		141,300	117,900
25		150,900	121,400
26		156,300	124,900
27		161,700	128,000
28		167,100	131,000
29		172,500	133,900
30		177,700	136,800
31		182,900	139,300
32		188,000	141,800
33		192,200	143,600
34		196,400	
35		199,500	

別表第一の二中「別表第一の二」を「別第一の二(第二条の二関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二条、第三条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第三条関係)」に改め、同表の初任給基準表中「四四、八〇〇円」を「五九、二〇〇円」に、「四一、四〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十九年十二月鳥取県条例第四十六号。以下「昭和四十九年改正条例」という。)(附則第三項の規定に基づき、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(号給等の切替え)

第二条 昭和四十九年改正条例附則第三項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)(のうち、昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)(におけるその者の昭和四十九年改正条例第一条の規定による

改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)(の規定による号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)(が別表第一から別表第八までの切替表(以下「切替表」という。)(に掲げられている職員の切替日における昭和四十九年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。)(の規定による号給又は給料月額は、旧号給等に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する同条の規定による切替え後の最初の昇給規定(給与条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。)(の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の改正後の条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

- 一 切替日における改正後の条例の規定による号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員 旧号給等を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下「経過期間」という。）のうち十二月を超えない期間
 - 二 切替日における改正後の条例の規定による号給が職務の等級の最高の号給となる職員 経過期間のうち十八月を超えない期間
 - 三 切替日における改正後の条例の規定による給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額となる職員 経過期間
- （特定の職員の切替え）

別表第一 行政職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表（第二条関係）

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級								
号給又は給料月額	15号給 270,800 円	15号給 314,000 円	16号給 218,000 円	16号給 253,400 円	18号給 192,100 円	18号給 224,300 円	19号給 173,300 円	19号給 202,600 円	21号給 148,600 円	21号給 173,900 円	20号給 124,300 円	20号給 145,400 円	19号給 101,400 円	19号給 119,000 円	17号給 73,200 円	17号給 86,700 円
号給又は給料月額	15号給 274,400	15号給 318,200	16号給 221,300	16号給 257,100	18号給 195,200	18号給 227,600	19号給 176,200	19号給 205,700	21号給 150,300	21号給 175,900	20号給 125,900	20号給 147,200	19号給 102,800	19号給 120,600	17号給 74,300	17号給 88,000
号給又は給料月額	278,000	322,400	224,600	260,800	198,300	230,900	179,000	208,800	152,100	177,900	127,600	149,000	104,200	122,200	75,400	89,300
号給又は給料月額	281,700	326,600	227,900	264,500	201,400	234,200	181,900	211,900	153,800	179,900	129,200	150,800	105,700	123,800	76,500	90,600
号給又は給料月額	285,300	330,800	231,200	268,200	204,400	237,500	184,800	215,000	155,600	181,900	130,900	152,600	107,100	125,400	77,600	91,900

第四条 最高号給等職員のうちその者の旧号給等が切替表に掲げられていない職員の切替日における改正後の条例の規定による給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

別表第四 教育職給料表(白)の適用を受ける最高号給等職員の切替表 (第二条関係)

職務の 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号 給 又 は 給 料 月 額	29号給 円	29号給 円	39号給 円	39号給 円	31号給 円	31号給 円
	218,000	251,200	192,800	224,200	129,600	150,900
	220,300	253,800	194,800	226,400	131,200	152,600
	222,600	256,400	196,700	228,600	132,700	154,300
	224,900	259,000	198,700	230,800	134,300	156,000
227,200	261,600	200,700	233,000	135,800	157,700	

別表第五 研究職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表 (第二条関係)

職務の 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号 給 又 は 給 料 月 額	26号給 円	26号給 円	27号給 円	27号給 円	26号給 円	26号給 円	25号給 円	25号給 円
	270,400	313,500	189,200	221,300	152,400	178,800	125,400	147,100
	273,700	317,200	191,600	224,100	154,700	181,500	127,100	149,200
	277,000	320,900	194,000	226,900	157,000	184,200	128,900	151,300
	280,300	324,600	196,400	229,700	159,300	186,900	130,600	153,400
283,600	328,300	198,800	232,500	161,700	189,600	132,400	155,500	

別表第六 医療職給料表(イ)の適用を受ける最高号給等職員の切替表 (第二条関係)

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	19号給 円	19号給 円	22号給 円	22号給 円	23号給 円	23号給 円	22号給 円	22号給 円
	275,100	321,600	248,800	291,800	220,900	259,100	174,900	206,100
	278,700	325,800	252,100	295,500	223,800	262,200	177,200	208,700
	282,300	330,000	255,400	299,200	226,700	265,300	179,500	211,300
	286,000	334,200	258,700	302,900	229,500	268,400	181,800	213,900
289,600	338,400	262,000	306,600	232,400	271,500	184,100	216,500	

別表第七 医療職給料表(ロ)の適用を受ける最高号給等職員の切替表 (第二条関係)

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	16号給 円	16号給 円	19号給 円	19号給 円	22号給 円	22号給 円	22号給 円	22号給 円	20号給 円	20号給 円	13号給 円	13号給 円
	222,600	258,700	182,100	212,300	150,000	175,700	122,300	143,500	98,000	115,100	68,600	81,600
	225,900	262,400	185,000	215,400	151,900	177,800	123,900	145,300	99,400	116,700	69,700	82,900
	229,200	266,100	187,800	218,500	153,700	179,900	125,600	147,100	100,800	118,300	70,800	84,200
	232,500	269,800	190,700	221,600	155,600	182,000	127,200	148,900	102,300	119,900	71,900	85,500
235,800	273,500	193,600	224,700	157,500	184,100	128,900	150,700	103,700	121,500	73,000	86,800	

別表第八 医療職給料表(ロ)の適用を受ける最高号給等職員の切替表(第二条関係)

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	22号給 円 211,500	22号給 円 245,600	27号給 円 184,100	27号給 円 215,000	28号給 円 164,600	28号給 円 192,300	30号給 円 139,500	30号給 円 163,500	29号給 円 119,200	29号給 円 139,900
	214,300	248,700	186,100	217,200	166,500	194,400	141,300	165,500	120,800	141,700
	217,200	251,800	188,100	219,400	168,400	196,500	143,100	167,500	122,500	143,500
	220,100	254,900	190,000	221,600	170,200	198,600	144,800	169,500	124,100	145,300
	222,900	258,000	192,000	223,800	172,100	200,700	146,600	171,500	125,800	147,100

住居手当に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第三十三号

住居手当に関する規則

住居手当に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)第九条の四の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(適用除外職員)

第二条 条例第九条の四第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 県から貸与された職員のための住宅に居住している職員
- 二 国、他の地方公共団体、公共企業体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫若しくは国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法

人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

三 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第二号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（職員の所有に係る住宅に準ずる住宅）

第三条 第九条の四第一項第二号の人事委員会規則で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。

- 一 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
- 二 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
- 三 その他人事委員会が定める住宅

（世帯主）

第四条 条例第九条の四第一項第二号の世帯主とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが共有している住宅（人事委員会がこれに準ずると認める住宅を含む。）に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

（職員以外の当該住宅の新築者等）

第五条 条例第九条の四第二項第二号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- 一 第三条第二号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者
- 二 第三条第三号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

（届出）

第六条 新たに条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

（確認及び決定）

第七条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事委員会が定める様式の住

居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第八条 第六条第一項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第九条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第六条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後(後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする)。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき、又は職員が条例第九条の四第二項第二号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過したときは、それぞれその事実の生じた日又は五年を経過した日の属する月の翌月(それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第十条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第十一条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において条例第九条の四第一項第二号の職員たる要件を具備する期間があつた者に関する第六条及び第九条の規定の適用については、第六条第一項中「速やかに」とあるのは「この規則の施行の日以降速やかに」と、第九条第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「この規則の施行の日から六十日」とする。

3 この規則の施行の日から四十五日を経過するまでの間において条例第九条の四第一項第二号の職員たる要件を具備するに至つた職員に関する第九条の規定の適用については、同条第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「この規則の施行の日から六十日」とする。

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十項から附則第十二項までを削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二条関係）」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三の三（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の四中「別表第三の四」を「別表第三の四（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の五（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の六中「別表第三の六」を「別表第三の六（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の七中「別表第三の七」を「別表第三の七（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の八中「別表第三の八」を「別表第三の八（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の九中「別表第三の九」を「別表第三の九（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の十中「別表第三の十」を「別表第三の十（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の十一中「別表第三の十一」を「別表第三の十一（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の十二中「別表第三の十二」を「別表第三の十二（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の十三中「別表第三の十三」を「別表第三の十三（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の十四中「別表第三の十四」を「別表第三の十四（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の十五中「別表第三の十五」を「別表第三の十五（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の十六中「別表第三の十六」を「別表第三の十六（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の十七中「別表第三の十七」を「別表第三の十七（第二条の四関係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第三条の二関係）」に改め、同

表の一の表中

五三、五〇〇円
四七、五〇〇円
四四、八〇〇円

を

七〇、〇〇〇円
六二、五〇〇円
五九、二〇〇円

に改め、

同表の二の表中

五五、六〇〇円
五三、五〇〇円

を

七二、八〇〇円
七〇、〇〇〇円

に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第三条の二関係)」に改め、同

表の表中

五〇、二〇〇円

を

六六、一〇〇円

に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第三条の二関係)」に改め、同

表の表中

八三、三〇〇円
七〇、九〇〇円
六一、六〇〇円
五二、二〇〇円
八三、三〇〇円
七〇、九〇〇円
六一、六〇〇円
五二、二〇〇円
六〇、〇〇〇円
五二、二〇〇円
四八、四〇〇円

を

一〇五、六〇〇円
八九、七〇〇円
七八、一〇〇円
六七、二〇〇円
一〇五、六〇〇円
八九、七〇〇円
七八、一〇〇円
六七、二〇〇円
七六、五〇〇円
六七、二〇〇円
六二、八〇〇円

に改め、同表

の注中「五八、五〇〇円」を「七四、五〇〇円」に改める。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(第三条の二関係)」に改め、同

表の表中

八三、三〇〇円
七〇、九〇〇円
六一、六〇〇円
五二、二〇〇円
八三、三〇〇円
七〇、九〇〇円
六一、六〇〇円
五二、二〇〇円
六〇、〇〇〇円
五二、二〇〇円
四八、四〇〇円

を

一〇五、六〇〇円
八九、七〇〇円
七八、一〇〇円
六七、二〇〇円
一〇五、六〇〇円
八九、七〇〇円
七八、一〇〇円
六七、二〇〇円
七六、五〇〇円
六七、二〇〇円
六二、八〇〇円

に改める。

別表第八中「別表第八」を「別表第八(第三条の二関係)」に改め、同

表の一の表中

五三、八〇〇円
四七、五〇〇円

を

七〇、五〇〇円
六二、七〇〇円

に改め、

同表の二の表中

五六、〇〇〇円
五三、八〇〇円

を

七三、三〇〇円
七〇、五〇〇円

に改

め、同表の三の表中

八一、〇〇〇円
七四、三〇〇円
六一、二〇〇円

を

一〇五、四〇〇円
九六、八〇〇円
八〇、一〇〇円

に改める。

別表第九中「別表第九」を「別表第九(第三条の二関係)」に改め、同

表の表中

一一七、三〇〇円
九二、三〇〇円
七八、一〇〇円
七三、九〇〇円

を

一五二、五〇〇円
一二〇、五〇〇円
一〇二、五〇〇円
九七、一〇〇円

に改める。

別表第十中「別表第十」を「別表第十(第三条の二関係)」に改め、同

表の表中

五四、六〇〇円
五一、八〇〇円
四七、七〇〇円
五四、六〇〇円
五一、八〇〇円
五四、六〇〇円
四七、七〇〇円
四六、二〇〇円
五一、八〇〇円
四六、二〇〇円
四四、九〇〇円
五四、六〇〇円
四七、七〇〇円
四四、九〇〇円

を

七一、六〇〇円
六八、一〇〇円
六二、九〇〇円
七一、六〇〇円
六八、一〇〇円
七一、六〇〇円
六八、一〇〇円
六二、九〇〇円
六一、〇〇〇円
六二、九〇〇円
六一、〇〇〇円
五九、三〇〇円
七一、六〇〇円
六二、九〇〇円
五九、三〇〇円

に改める。

別表第十一中「別表第十二」を「別表第十一(第三条の二関係)」に改

め、同表の表中

五八、一〇〇円
五五、七〇〇円
五五、七〇〇円
五三、四〇〇円
四六、六〇〇円

を

七六、〇〇〇円
七二、九〇〇円
七二、九〇〇円
六九、九〇〇円
六一、三〇〇円

に改め

る。

別表第十二中「別表第十二」を「別表第十二(第十七条関係)」に改め

る。別表第十三を次のように改める。

別表第十三(第八条の四関係)

調整号給表

職務の等級	給料表	
	一等級	二等級
行政職給料表	九号給一〇号給	一七号給一四号給
公安職給料表	一八号給二〇号給	一六号給一五号給
教育職給料表(一)	二五号給一八号給	
教育職給料表(二)	二五号給一五号給	
研究職給料表	一五号給一三号給	一五号給
医療職給料表(一)	二一号給一六号給	一五号給
医療職給料表(二)	二二号給一四号給	九号給
医療職給料表(三)	二五号給一五号給	
三等級	一七号給一四号給	
四等級	一四号給一一号給	
五等級	一一号給九号給	
六等級	九号給一一号給	
七等級	一一号給	

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「備えているかどうか」の下に「又は配偶者のない旨」を加え、「確めて」を「確かめて」に改め、同条第二項第二号中「三十万円」を「五十二万円」に、「二万五千元」を「四万三千三百三十四円」に改める。

第十条中「行なう」を「行う」に、「扶養事実」を「扶養事実等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三号」を「第四号」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第七条の三第一項第三号に規定する職は、前項の職以外の職で次の各号に掲げるものとする。ただし、管理職手当指定職を除く。

第二条第二項第二号中「水産高等学校」を「及び水産高等学校」に改め、「及び盲学校の専攻科の教諭の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第七条の三第一項第二号に規定する職は、行政職給料表、教育職給料表（一）及び研究職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする人事委員会が認めるものとする。ただし、条例第七条の二第一項の規定に基づき管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）で指定する職（以下「管

理職手当指定職」という。)で同規則の規定による管理職手当の支給割合が百分の二十五のものを除く。

第三条各号列記以外の部分中「三十七年」を「三十七年、第六号の職員にあつては二十二年」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第十一号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十二号とし、同条第十号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十一号とし、同条第九号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十号とし、同条第八号中「第三項」を「第四項」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第二項」を「第三項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第二項」を「第三項」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 前条第二項の職に採用された職員にあつては、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)に規定する歯科医師免許証を有する者

第四条を次のように改める。

第四条 条例第七条の第三第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、採用以外の欠員補充の方法により次の各号に掲げる職を占めることとなつた職員で当該各号に定める職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているものとする。

一 第二条第一項第一号に掲げる職 前条(第二号から第十二号までを除く。)に規定する職員

二 第二条第一項第二号に掲げる職 前条(第一号及び第三号から第十二号までを除く。)に規定する職員

三 第二条第一項第三号に掲げる職 前条(第一号及び第二号並びに第四号から第十二号までを除く。)に規定する職員

四 第二条第一項第四号に掲げる職 前条(第一号から第三号まで及び第五号から第十二号までを除く。)に規定する職員

五 第二条第一項第五号に掲げる職 前条(第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までを除く。)に規定する職員

六 第二条第二項に掲げる職 前条(第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までを除く。)に規定する職員

七 第二条第三項に掲げる職 前条(第一号から第六号まで及び第九号から第十二号までを除く。)に規定する職員

八 第二条第四項に掲げる職 前条(第一号から第八号までを除く。)に規定する職員

第五条第一項中「及び第七号の職員並びに前条第六号の職員にあつては五年、第三条第八号から第十一号までの職員及び前条第七号」を「の職員及び前条第六号の職員にあつては二十年、第三条第七号及び第八号の職員並びに前条第七号の職員にあつては五年、第三条第九号から第十二号までの職員及び前条第八号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「同条第二項若しくは第三項」を「同条第三項若しくは第四項」に改める。第五条の二中「十五年」を「同項第一号に掲げる職に係るものにあつては十五年、同項第二号に掲げる職に係るものにあつては五年」に改める。第六条第一項中「第五号」を「第六号」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表第一中「監獄警備」を「監獄警備」(第一号、第二号、第三号)に改める。別表第二を次のように改める。

別表第二(第六条関係)

期間の区分	職員の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第5号の職員及び第4条第5号の職員	第3条第6号の職員及び第4条第6号の職員	第3条第7号及び第8号並びに第4条第7号の職員	第3条第9号から第12号までの職員及び第8号の職員
(1) 採用の日又は第4条各号の職員となった日から1年間の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	25,000	2,500	1,000
(2) (1)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	25,000	2,000	700
(3) (2)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	25,000	1,500	400
(4) (3)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	25,000	1,000	
(5) (4)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	25,000	500	
(6) (5)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	25,000		
(7) (6)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	23,300		
(8) (7)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	21,600		
(9) (8)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	19,900		
(10) (9)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	18,200		
(11) (10)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	16,500		
(12) (11)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	14,800		
(13) (12)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	13,100		
(14) (13)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	11,400		
(15) (14)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	9,700		
(16) (15)の期間が終了する日の翌日から1年間		130,000	120,000	110,000	85,000	55,000	8,000		

⑴7	⑴6の期間が終了する日の翌日から1年間	123,500	114,000	104,500	80,700	52,200	6,400
⑴8	⑴7の期間が終了する日の翌日から1年間	117,000	108,000	99,000	76,400	49,400	4,800
⑴9	⑴8の期間が終了する日の翌日から1年間	110,500	102,000	93,500	72,100	46,600	3,200
⑵0	⑴9の期間が終了する日の翌日から1年間	104,000	96,000	88,000	67,800	43,800	1,600
⑵1	⑵0の期間が終了する日の翌日から1年間	97,500	90,000	82,500	63,500	41,000	
⑵2	⑵1の期間が終了する日の翌日から1年間	91,000	84,000	77,000	59,200	38,200	
⑵3	⑵2の期間が終了する日の翌日から1年間	84,500	78,000	71,500	54,900	35,400	
⑵4	⑵3の期間が終了する日の翌日から1年間	78,000	72,000	66,000	50,600	32,600	
⑵5	⑵4の期間が終了する日の翌日から1年間	71,500	66,000	60,500	46,300	29,800	
⑵6	⑵5の期間が終了する日の翌日から1年間	65,000	60,000	55,000	42,000	27,000	
⑵7	⑵6の期間が終了する日の翌日から1年間	58,500	54,000	49,500	37,800	24,300	
⑵8	⑵7の期間が終了する日の翌日から1年間	52,000	48,000	44,000	33,600	21,600	
⑵9	⑵8の期間が終了する日の翌日から1年間	45,500	42,000	38,500	29,400	18,900	
⑶0	⑵9の期間が終了する日の翌日から1年間	39,000	36,000	33,000	25,200	16,200	
⑶1	⑶0の期間が終了する日の翌日から1年間	32,500	30,000	27,500	21,000	13,500	
⑶2	⑶1の期間が終了する日の翌日から1年間	26,000	24,000	22,000	16,800	10,800	
⑶3	⑶2の期間が終了する日の翌日から1年間	19,500	18,000	16,500	12,600	8,100	
⑶4	⑶3の期間が終了する日の翌日から1年間	13,000	12,000	11,000	8,400	5,400	
⑶5	⑶4の期間が終了する日の翌日から1年間	6,500	6,000	5,500	4,200	2,700	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則

第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「五千円」を「八千円」に、「こえる」を「超える」に、「二千円」を「千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「行なう」を「行う」に、「二千円」を「二千六百円」に、「行なわれる」を「行われる」に、「三千円」を「三千九百円」に、「千円」を「千三百円」に改め、同条第二号中「千円」を「千三百円」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千五百円」を「千九百五十円」に、「五百円」を「六百五十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十九号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に定める額」を「三千五百円」に改め、各号を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中	11.7	18.4	23.2
	8.6	14.1	17.8
	7.1	9.3	
	5.4	6.8	
	5.1	5.6	
		4.3	
		4.0	
		を	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第四号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程

第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二を次のように改める。

（住居手当の適用除外職員等）

第五条の二 条例第四条の二の企業管理規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 県が設置する公舎を貸与されている職員
- 二 県から貸与された職員のための住宅に居住している職員
- 三 国、他の地方公共団体、公共企業体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫若しくは国家公務員等退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法

人で知事が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

四 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第四条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次項第二号に掲げる住宅並びに知事がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

2 条例第四条の二の企業管理規程で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。

- 一 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
 - 二 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
 - 三 その他知事が定める住宅
- 附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発所行 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】